

2019年1月25日

生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型) 『100年時代応援つみたて』を発売

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、**弊社初の平準払保険**として、お客さまの「長期・積立・分散投資」をサポートする『100年時代応援つみたて』(生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型))を、2019年2月4日から株式会社三井住友銀行(頭取CEO:高島 誠)にて発売します。

『100年時代応援つみたて』は、指定いただいた保険料払込期間(10年~50年*)の間、一定額を円でお払い込みいただく平準払方式により保険料を外貨でつみたて、ふやした年金原資をもとに年金をお受取りいただける個人年金保険です。

本商品は、「**好金利の外貨による運用**」、「**ドルコスト平均法**」、「**トンチン性**」の3つの特徴により**年金原資を大きくする**工夫があります。なお、トンチン性を持った*2平準払の外貨建年金保険は**業界初***3となります。

超高齢化の進展で自助努力による資産形成の必要性が高まる中、幅広い年齢層での資産形成にお役立ただけの、魅力ある商品となっています。

これからも、弊社が掲げる「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

- *1 契約年齢により、ご指定いただける保険料払込期間が異なります。
- *2 保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額以下に抑えることで年金原資を大きくすることを指します。
- *3 三井住友海上プライマリー生命調べ(2018年12月末時点)。2018年12月末時点の生命保険各社の平準払の外貨建年金保険を調査対象としています。

『100年時代応援つみたて』の主な特徴

特徴1 日本より**金利の高い外貨**で運用します

- 米ドル、または豪ドルから、契約通貨をお選びいただけます。
- 契約日後の積立利率は毎月更改します。そのため、市場金利の変動に緩やかに連動します。
- 積立利率は最低保証積立利率(1.5%)を下回ることはありません。

特徴2 **ドルコスト平均法**により、**為替リスクの低減**が期待できます

- 保険料は、一定額を円で払い込み、所定の為替レートで毎月契約通貨(外貨)に換算します。
- 「一定額の円」で外貨を継続して購入し、「外貨が安い時は多く、外貨が高い時は少なく」購入することにより、為替リスクを低減させることが期待できます。

特徴3 **トンチン性**により、**年金原資をより大きく**します

- 「トンチン性」とは、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」のことで、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取ることができます。
- 本商品では、保険料払込期間中の死亡保険金や解約払戻金を既払込保険料以下に抑え、ご契約を継続された方に配分することで、**年金原資を大きく**します。

■ トンチン性の活用について

トンチン性とは

「100年時代応援つみたて」は、「トンチン」と呼ばれる、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取ることができます。イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

【トンチン性のイメージ図】



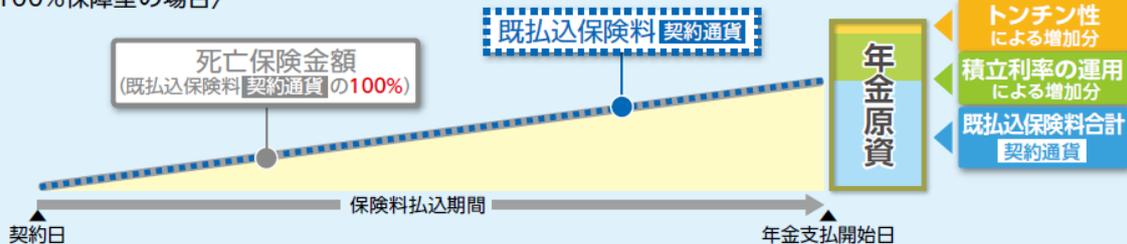
※上記は「トンチン性」を簡易的に説明したもので、すべてを網羅するものではありません。また、その内容を保証するものではありません。

「100年時代応援つみたて」のトンチン性

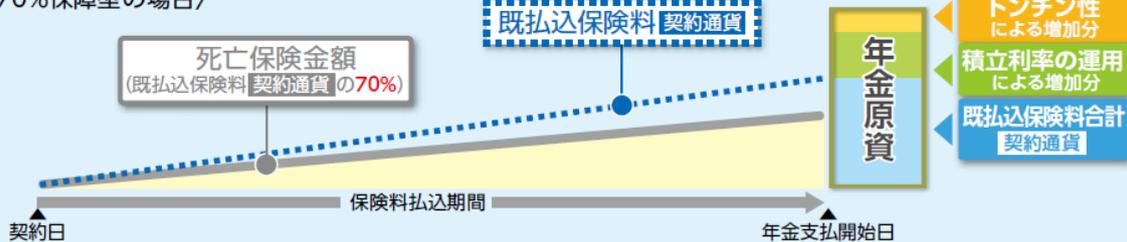
「100年時代応援つみたて」は、保険料払込期間中に被保険者が死亡された場合の死亡保険金額を、払い込まれた保険料の70%（契約年齢：49歳以下は100%）を上限とします。積立利率で運用した金額のうち、死亡保険金額を上回る部分を年金支払開始日に生存されている方の年金原資として配分するという考え方で、年金原資を大きくしています。

100年時代応援つみたて

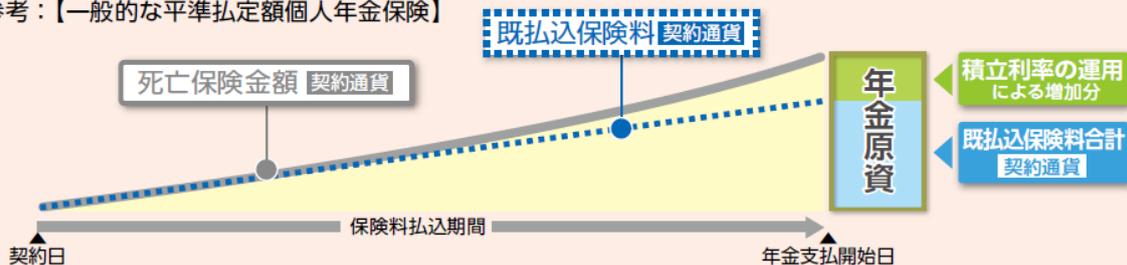
〈100%保障型の場合〉



〈70%保障型の場合〉



参考：【一般的な平準払込額個人年金保険】

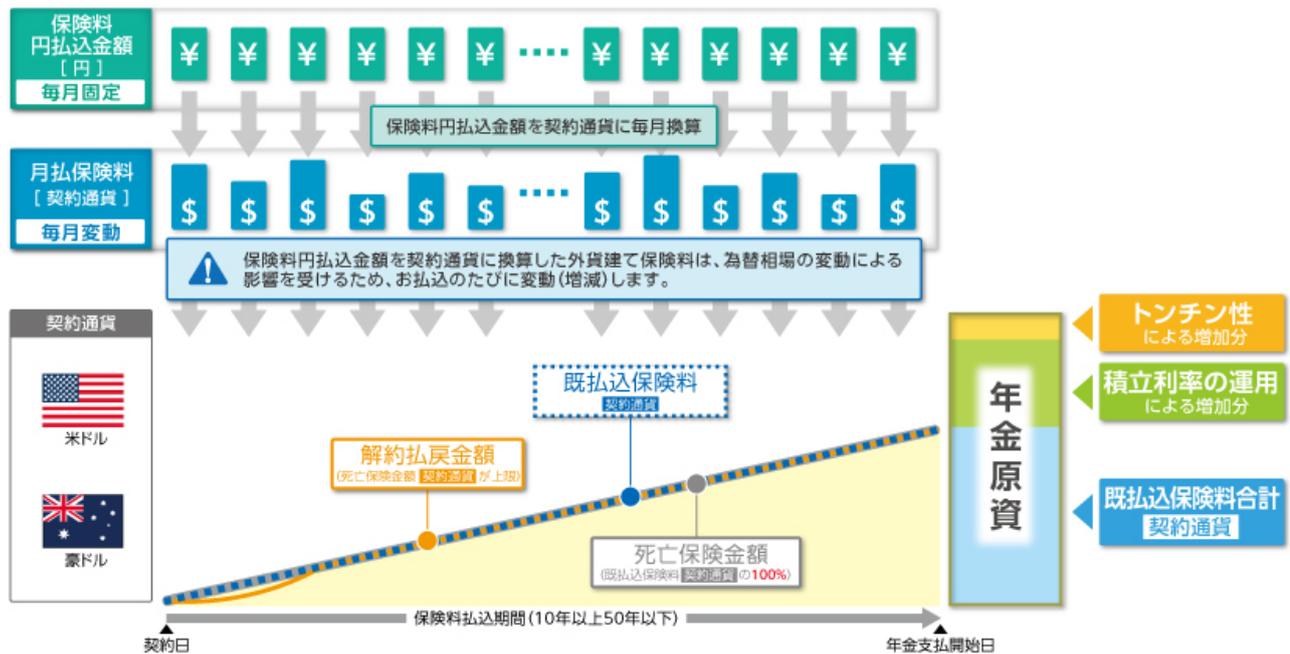


※上図はイメージ図であり、死亡保険金額等を保証するものではありません。

※上図の「100年時代応援つみたて」のイメージ図は、トンチン性を理解いただくため簡略化して記載しています。

■ 商品イメージ図

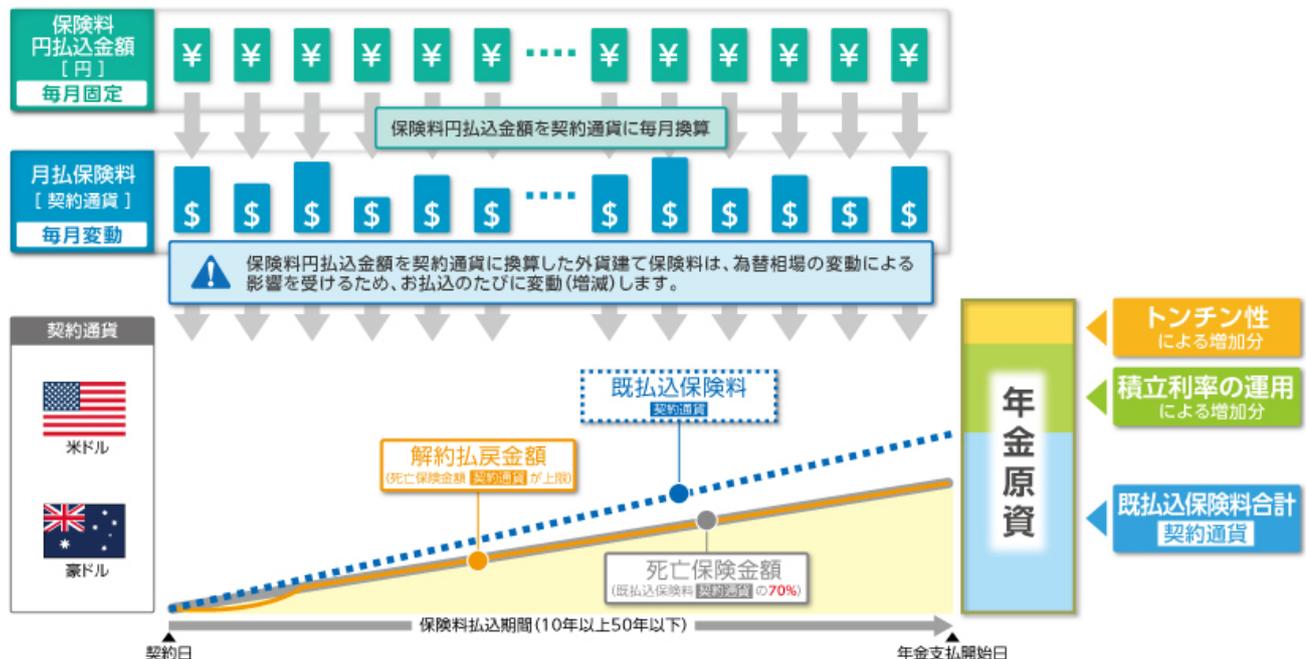
【イメージ図】被保険者の契約年齢が49歳以下の場合（100%保障型）



※ご契約後、被保険者が50歳をむかえる年単位の契約当日に死亡保険金の支払額を変更し、死亡保障を低く抑えることで、変更前より年金原資を大きくすることができます。

※50歳経過後であっても、保険料払込期間中であれば、年単位の契約当日に死亡保険金の支払額を変更することができます。

【イメージ図】被保険者の契約年齢が50歳以上の場合（70%保障型）



※ 上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。

※ 上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

※ 契約年齢により、ご指定いただける保険料払込期間が異なります。

当商品の詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額1万円(1,000円単位) ※ただし、保険料円払込金額の総額(保険料円払込金額 ×12カ月×保険料払込期間)が300万円以上必要です。
	最高	月額40万円 ※クレジットカード払いの場合は、月額3万円を上限とします。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～80歳
保険料払込方法		月払
保険料円払込金額の払込プラン		月払プラン、半年払プラン、年払プラン、前納
保険料払込期間		10年以上50年以下 ※ご契約後に変更することはできません。 ※契約年齢により、ご指定いただける保険料払込期間が異なります。
年金種類と年金支払開始年齢の範囲		確定年金：10歳～90歳 年金総額保証付終身年金：10歳～90歳 保証期間付終身年金：10歳～90歳
クーリング・オフの取扱		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・解除)の対象です。
付加できる主な特約		個人年金保険料税制適格特約、遺族年金支払特約、円支払特約、 年金円支払特約、指定代理請求特約
増額・一部解約		お取り扱いいたしません

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)を円で受け取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お払い込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建て保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込のたびに変動(増減)します。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●保険料払込期間中にご負担いただく費用

- ・払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
- ・保険料払込期間中に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、保険料払込期間に応じた年数および契約通貨に応じた指標金利の-1.0%~+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差し引いた利率です。なお、基準利率は0.01%を下回ることはありません。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。
※これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合のレートと、保険金等を円で受け取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。

円入金特約(平準払用)により、保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭*
円支払特約または年金円支払特約により、保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

* 年払プランの場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

- ・保険金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

●年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。